

# いじめ防止基本方針

匝瑳市立椿海小学校

# 学校いじめ防止基本方針

匝瑳市立椿海小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成29年3月14日改定）の定義より】

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、けんかやふざけ合いであっても、該当児童がいじめと感じた時点でいじめと認識するものとする。いじめ問題にまったく無関係で済む児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るい楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめ防止対策

### (1) いじめ防止の基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、被害児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### (2) いじめ防止の基本方針

#### ア いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを指導し、いじめ防止に努める。

#### ①学習指導の充実

- ・学業指導の充実として、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

#### ②道徳授業の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ・資料の工夫をし、道徳授業の充実を図る。

#### ③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な活動を発達段階に合わせ、計画的に行う。

#### ④その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した、公平で公正な学級の雰囲気づくりを心がける。

## イ 職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ①いじめに関する全校職員対象の校内研修会の実施
- ②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施
- ③いじめ防止等のための職務別ポイントの共通理解

### 【学級担任】

- ・ 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたては当然であるが、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

### 【養護教諭】

- ・ 学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・ 保健室来室の児童については十分に観察し、いじめの早期発見に努める。

### 【生徒指導主任】

- ・ いじめの問題について、校内研修会や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等と情報交換をしたり、連携がとれるよう取り組む。
- ・ 全校集会等の機会を活用し、全校児童にいじめに関する話をする。

### 【教育相談主任】

- ・ 児童アンケートや定期的な教育相談の充実を図り、早期発見や予防に努める。
- ・ 個別面談に関する手法や個別面談での情報収集に努力し、担任や関係機関との連携を図る。

### 【学習支援員】

- ・ 児童の様子を観察し、担任と連携が取れるようにする。

## ウ 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

### ①構成メンバー

- ・ 校長、教頭
- ・ 生徒指導委員会メンバー、教育相談推進委員会メンバー
- ・ 必要に応じて関係教職員
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 学校関係者評価委員、椿海駐在所警察官

### ②臨時会の開催 問題発生時

## 3 いじめの発見及び対応

### ◎どんないじめも見逃さない対応の強化

- ・ いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく学校内の対策組織を有効に機能させ、いかなるいじめも見逃さないような組織体制を構築する。
- ・ いじめ加害行為に対しては、毅然として早期に対応・解決を図る対応を講じる。
- ・ いじめの重大事態について、いじめ防止対策推進委員会を立ち上げ、関係機関と連携して対応する。

#### (1) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するためには、学級担任をはじめ全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

## ア 発見の手立て

### ① 日常の観察から

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻、早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数等

### ② 本人・保護者等からの訴えから

- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
- ・定期的なアンケートの実施
- ・教育相談の充実（年3回実施）
- ・相談箱の設置
- ・家庭訪問や保護者面談での情報交換
- ・相談窓口（教頭・養護教諭）の設置

### ③ 教師による直接の発見から

- ・定例の生徒指導委員会や職員会議での情報交換の場の活用
- ・養護教諭や部活動顧問と情報を共有できる体制づくり

## (2) いじめの早期対応

### ア いじめのサインに気付いた場合

大きな心の傷に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・生徒指導委員会を開き、今後の対応について共通理解する。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導にあたる。

### イ 本人または保護者から、いじめの訴えがあった場合

共感的な理解をもって丁寧に対応する

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。ただし、児童の生命、心身又は財産に関わる場合は、本人の了解を得ることなく事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任や学校に何をしたいのかを確かめながら共に考える。
- ・保護者の訴えには、担任の他に他の教員も同席するなど、複数の教師で対応する。

### ウ いじめの現場を教師が直接発見した場合

その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実関係を確認する。

### エ いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者に、いじめの概要について説明し、理解を求めるとともに、今後の家庭教育のあり方等について改善を図る。
- ・いじめていた児童に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気

持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的にもつ。

- ・いじめていた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーの派遣を要請する。

#### オ いじめられていた児童・保護者への対応

- ・保護者宅に、いじめの概要について説明し、理解を求める。
- ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを伝える。
- ・心のケアに努めるとともに、安心して学校生活を送れるよう守ることを伝える。

#### (3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・いじめの問題として話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるように努力する。
- ・はやしたてたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

#### (4) ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、生徒指導委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら、事例によっては当該いじめに関する情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会と匝瑳警察署に連絡し、適切な援助を求める。その後、いじめ防止対策推進委員会を立ち上げ、今後の方針を話し合う。

#### (5) 犯罪とも言うべきいじめ問題に係る警察等との積極的連携

- ・犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応をとる。
- ・事案に応じて、法的に適切に対応する観点から、スクールロイヤーに相談しながら対応する。

#### (6) 重大事態への対応

##### ア 重大事態とは(法及び国基本方針から要約)

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

##### イ いじめ重大事態への対応

児童のいじめが重大事態と判断した場合には、いじめ防止対策推進法28条により、以下のとおり対応する。

- ・市教育委員会に速やかに報告するとともに、直ちに匝瑳警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・いじめ防止対策推進委員会を立ち上げる。
- ・当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、医師や外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策推進委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にす

- すべての保護者に説明をするとともに、解決に向け協力を依頼する。
- いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

#### ウ 調査結果の提供及び報告

- いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供します。
- アンケート調査をする場合は、調査に先立ち、調査対象の児童や保護者に、いじめられた児童及び保護者に情報提供することがある旨を説明します。
- 調査結果は匝瑳市教育委員会を通して、匝瑳市長に報告をします。
- 必要に応じて警察に通報します。

### 4 いじめの概要説明と今後の対応

- 校長は、職員打合せ等で職員に事案の概要について説明するとともに、児童への指導の徹底を図るよう指示する。
- 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- 校長は、必要に応じて保護者あて文書を作成し、保護者の啓発を図る。
- 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- 「いじめ対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

### 5 いじめの解消の定義

- いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月以上)
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。)

### 6 公開・点検・評価等について

- 「学校いじめ防止基本方針」をホームページにアップし、公開します。
- 「学校いじめ防止基本方針」を全校保護者や地域の関係会議で配付するとともに説明していきます。
- いじめ防止に向けた取組について、学校評価アンケートを用いて検証します。
- いじめ防止に関わる定例会議にて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行います。

(県関係相談機関の電話番号)

○子どもと親のサポートセンター電話相談窓口	フリーダイヤル	0120-415-446
○千葉県子ども・若者総合相談センター		043-301-2550
○匝瑳警察署生活安全課		0479-72-0110
○子ども・家庭110番(中央児童相談所)		043-252-1152
○銚子児童相談所		0479-24-3231
○海匠教育相談		0479-63-2540
○東総教育相談室		0479-23-5954
○匝瑳市教育委員会		0479-73-0094      0479-72-1504 (直通)
○匝瑳さわやか相談ダイヤル		080-1986-3698 (月～金) 8:30～17:00